

2010

5

MAY

Vol.41

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 南海興業

特集

～廃棄物処理法の改正動向～

- 廃棄物処理法改正案要綱
- 廃棄物処理法改正案（新旧対照）

産業廃棄物の処理の委託には、

社団法人 全国産業廃棄物連合会発行の

マニフェストをお使い下さい!!

選ばれる

理由があります...

コンプライアンス経営
実現のためには
社団法人全国産業廃棄物
連合会発行のマニフェストで
決まりだね!



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

裏面には交付番号のバーコードを
記載しています。パソコンへの入力
の効率化が図れます。



交付番号は、環境省認可の社団法人
全国産業廃棄物連合会が一括管理。
社会の信頼性が違います。

法律で定められているマニフェストの5年間の保存のため、
バックカーボンを採用! ※長期保存には、バックカーボンが適しています。



社団法人 大阪府産業廃棄物協会



C O N T E N T S

特集●～廃棄物処理法の改正動向～

廃棄物処理法改正案要綱 ————— 2

廃棄物処理法改正案（新旧対照） ————— 5

行政だより●労働者死傷病報告の様式改正について ————— 46建設リサイクル法施行規則の一部を
改正する省令の公布について ————— 50土壌汚染対策法施行規則の一部を
改正する省令の公布について ————— 52**OSK通信●** ————— 56

- 産業廃棄物収集運搬業に係る社内管理体制構築研修会
- 新公益法人制度に関する説明会
- 社団法人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
- 新公益法人移行のための個別相談会

統計資料●産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成20年度)について ————— 57**会員紹介●株式会社 南海興業** ————— 58

特集

廃棄物処理法改正案要綱

第一 土地所有者等に係る努力義務の創設

土地の所有者又は占有者は、その所有、又は占有若しくは管理する土地において、この法律の規定に違反して処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならないこととする。（第五条第二項関係）

第二 許可の欠格要件に係る規定の合理化

廃棄物処理業等の許可の欠格要件に該当する場合のうち、廃棄物処理業等の許可を取り消された場合を、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てをすること。（第七条第五項第四号二、第七条の四第一項及び第十四条の三の二第一項関係）

第三 廃棄物処理施設に係る定期検査

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、環境省令で定める期間ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないこととする。（第八条の二の二及び第十五条の二の二関係）

第四 廃棄物処理施設の適正な維持管理を確保するための措置

一 維持管理情報の公開

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者又は設置の届出に係る施設の管理者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の情報について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。（第八条の三第二項、第九条の三第六項及び第十五条の二の三第二項関係）

二 維持管理積立金制度に係る規定の整備

- 1 維持管理積立金の取戻しができる者として、特定廃棄物最終処分場の設置者であった者及びその承継人を追加すること。（第八条の五第六項（第十五条の二の四において準用する場合を含む。）関係）
- 2 廃棄物処理施設の設置の許可の取消しができる場合として、特定廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積み立てをしていない場合を追加すること。（第九条の二の二第二項及び第十五条の三第二項関係）
- 3 市町村長又は都道府県知事は、特定廃棄物最終処分場の維持管理に係る生活環境保全上の支障の除去等の措置を自ら講じた場合には、当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を設置者等に代わって取り戻すことができることとする。（第十九条の七第六項及び第十九条の八第六項関係）

三 許可の取消しを受けた最終処分場に係る措置

廃棄物処理施設である廃棄物最終処分場について許可を受けた者がその許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人は、当該廃棄物最終処分場が廃止基準に適合するまで維持管理を行う義務を有することとし、都道府県知事の確認を受けるまでの間は、第八条の三等の規定の適用については、なお廃棄物処理施設の設置者等とみなすこととする。（第九条の二の三及び第十五条の三の二関係）

第五 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る特例

- 一 廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下「熱回収施設」という。)を設置している者は、施設に関する技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができることとする。 (第九条の二の四第一項及び第十五条の三の三第一項関係)
- 二 一の認定を受けた者については、廃棄物処理基準にかかわらず政令で定める基準に従って熱回収施設における処分を行うことができることとする。 (第九条の二の四第三項及び第四項並びに第十五条の三の三第三項及び第四項関係)

第六 大臣認定制度に係る監督規定等の整備

- 一 環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合の認定及び届出に係る規定を整備すること。 (第九条の八第六項及び第八項、 第九条の九第六項及び第八項並びに第九条の十第六項 (これらの規定を第十五条の四の二第三項、 第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。) 関係)
- 二 認定の取消しができる場合として、変更の認定又は届出に係る規定に違反したときを追加すること。 (第九条の八第九項、 第九条の九第十項及び第九条の十第七項 (これらの規定を第十五条の四の二第三項等において準用する場合を含む。) 関係)
- 三 環境大臣は、認定を受けた者に対し報告徴収及び立入検査をできることとする。 (第十八条第二項及び第十九条第二項関係)
- 四 その他必要な規定を整備すること。

第七 排出事業者による適正な処理を確保するための措置

- 一 事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出
 - 1 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととする。 (第十二条第三項及び第十二条の二第三項関係)
 - 2 非常災害のために必要な応急措置として1の保管を行った事業者は、当該保管をした日から十四日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととする。 (第十二条第四項及び第十二条の二第四項関係)
- 二 事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化
事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならないこととする。 (第十二条第七項及び第十二条の二第七項関係)
- 三 産業廃棄物管理票制度の強化
 - 1 産業廃棄物管理票を交付した者は、当該管理票の写しを交付した日から環境省令で定める期間保存しなければならないこととする。 (第十二条の三第二項関係)
 - 2 産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととする。 (第十二条の四第二項関係)
- 四 産業廃棄物処理業者による委託者への通知
 - 1 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となる事由が生じたときは、当該処理を委託した者に通知するとともに、当該通知の写しを保存しなければならないこととする。 (第十四条第十三項及び第十四項並びに第十四条の四第十三項及び第十四項関係)
 - 2 1の通知を受けた者は、速やかに処理の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならないこととする。 (第十二条の三第八項関係)
- 五 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外
 - 1 建設工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の適用は、元請業者を事業者とすること。 (第二十一条の三第一項関係)

- 2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について下請負人が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、産業廃棄物保管基準及び改善命令に係る規定を適用すること。（第二十一条の三第二項関係）
- 3 建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定めるものに限る。）について書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなして、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理基準及び改善命令に係る規定を適用すること。（第二十一条の三第三項関係）
- 4 下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、当該下請負人を事業者とみなして、委託基準及び産業廃棄物管理票制度に係る規定を適用すること。（第二十一条の三第四項関係）

第八 産業廃棄物処理業の許可の有効期間に係る特例

政令で定めることとしている産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、許可を受けた者の事業の実施能力及び実績を勘案したものとすることができることとする。（第十四条第二項及び第七項並びに第十四条の四第二項及び第七項関係）

第九 廃棄物を輸入できる者の拡充

廃棄物を輸入できる者として、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することに相当の理由があると認められる者を追加すること。（第十五条の四の五関係）

第十 報告徴収及び立入検査の対象の拡充

報告徴収及び立入検査の対象としてその他の関係者を、立入検査の対象として車両、船舶その他の場所を追加すること。（第十八条及び第十九条関係）

第十一 措置命令の対象の拡充

- 一 措置命令の対象として、廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集又は運搬及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管を追加すること。（第十九条の四、第十九条の五等関係）
- 二 措置命令の対象として、廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等が下請負人である場合の元請業者（運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。）を追加すること。（第十九条の五第一項第四号関係）

第十二 罰則

- 一 多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告をしなかった者は、二十万円以下の過料に処することとする。（第三十三条第二号及び第三号関係）
- 二 不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を三億円以下の罰金に引き上げるとともに、第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合の時効の期間は、同条の罪の時効の期間とすること。（第三十二条関係）
- 三 その他所要の罰則を整備すること。

第十三 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置を設けること。（附則第二条から第十二条まで関係）
- 三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第十三条関係）
- 四 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第十四条から第二十三条まで関係）

廃棄物処理法改正案(新旧対照)

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2～5（略） 6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、<u>同条第三項に規定する運搬受託者及び同条第四項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>（清潔の保持等） 第五条（略） 2 <u>土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。</u> 3～7（略）</p> <p>（市町村の処理等） 第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ハからホまで及び第八項、第七条の三第一号、<u>第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、</u></p>	<p>（定義） 第二条（略） 2～5（略） 6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、<u>同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>（清潔の保持） 第五条（略） 2～6（略）</p> <p>（市町村の処理等） 第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ハからホまで及び第八項、第七条の三第一号、<u>第七条の四第一項第二号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第二号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、</u></p>

改正案	現 行
<p>第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。) しなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ～ハ (略)</p> <p>二 <u>第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)</u>若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。) 若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。) においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、<u>第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号二</u>において同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)</p> <p>ホ <u>第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)</u>又は浄化槽法第四十一条</p>	<p>第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。) なければならない。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ～ハ (略)</p> <p>二 <u>第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)</u> 又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び<u>第十四条第五項第二号二</u>において同じ。))であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)</p> <p>ホ <u>第七条の四若しくは第十四条の三の二</u>又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第十</p>

改正案	現 行
<p>第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>へ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>ト～ヌ （略）</p> <p>6～16 （略）</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 <u>第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに該当するに至つたとき。</u></p>	<p>五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に<u>第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）</u>の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>へ ホに規定する期間内に<u>第七条の二第三項</u>の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの</p> <p>ト～ヌ （略）</p> <p>6～16 （略）</p> <p>（許可の取消し）</p> <p>第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>二 <u>第七条第五項第四号チからヌまで（同号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。</u></p> <p>三 <u>第七条第五項第四号チからヌまで（同号二に係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。</u></p> <p>四 <u>第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>五・六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（定期検査）</u></p> <p><u>第八条の二の二 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の検査は、当該一般廃棄物処理施設が前条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</u></p> <p><u>（一般廃棄物処理施設の維持管理等）</u></p> <p>第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</p> <p>2 <u>第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しな</u></p>	<p>一 <u>第七条第五項第四号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（一般廃棄物処理施設の維持管理）</u></p> <p>第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>ければならない。</p> <p>(維持管理積立金) 第八条の五 (略) 2～5 (略) 6 特定一般廃棄物最終処分場の設置者又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。)は、維持管理積立金の積立てをしている特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(改善命令等) 第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。</p> <p>二～四 (略) 2 (略)</p> <p>(許可の取消し) 第九条の二の二 (略) 2 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するとき、又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者が第八条の五第一項の規定による維持管理積立金</p>	<p>(維持管理積立金) 第八条の五 (略) 2～5 (略) 6 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、維持管理積立金の積立てをしている特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(改善命令等) 第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。</p> <p>二～四 (略) 2 (略)</p> <p>(許可の取消し) 第九条の二の二 (略) 2 都道府県知事は、前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。</p>

改正案	現 行
<p>の積立てをしていないときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(許可の取消しに伴う措置)</p> <p><u>第九条の二の三 一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場について第八条第一項の許可を受けた者が前条第一項又は第二項の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人(次項において「旧設置者等」という。)は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第八条の二の二第一項、第八条の三、第八条の四、第九条の二第一項及び第九条の四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお第八条第一項の許可を受けた者と、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお第九条の四に規定する一般廃棄物処理施設の設置者と、第二十一条の二第一項の規定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。</u></p> <p>2 旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が<u>第九条第五項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</u></p> <p>(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例)</p> <p><u>第九条の二の四 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収(廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。)の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</u></p> <p>一 <u>当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</u></p>	<p>3 (略)</p>

改正案	現 行
<p>二 <u>申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>2 <u>前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</u></p> <p>3 <u>第一項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う一般廃棄物の処分については、第七条第十三項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第一号及び第十九条の四第一項中「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分（第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設における一般廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない一般廃棄物の処分）」とする。</u></p> <p>4 <u>第八条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。</u></p> <p>5 <u>都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</u></p> <p>6 <u>前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。</u></p> <p>（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）</p> <p>第九条の三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第八条の三第一項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</u></p> <p>6 <u>第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管</u></p>	<p>（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）</p> <p>第九条の三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、<u>第八条の三</u>に規定する技術上の基準及び当該届出に係る同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p><u>7・8</u> (略)</p> <p><u>9</u> 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「前項の」とあるのは「第八項の」と、「同項」とあるのは「前項」と、第三項中「第一項の」とあるのは「第八項の」と、第四項中「第一項」とあるのは「<u>第八項</u>」と、「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「<u>第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>10</u> 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が<u>第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項</u>に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する<u>第八条第二項各号</u>に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について<u>第八項</u>の規定による届出をしたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</p> <p><u>11</u> 第九条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「<u>第九条の三第八項</u>」と、「当該許可」とあるのは「<u>当該届出</u>」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」とあるのは「<u>当該届出</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>12</u> 第八条の二第六項の規定は、第三項又は<u>第十項</u>の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。</p>	<p><u>6・7</u> (略)</p> <p><u>8</u> 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「前項の」とあるのは「<u>第七項の</u>」と、「同項」とあるのは「前項」と、第三項中「第一項の」とあるのは「<u>第七項の</u>」と、第四項中「第一項」とあるのは「<u>第七項</u>」と、「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「<u>第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>9</u> 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が<u>第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三</u>に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する<u>第八条第二項各号</u>に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について<u>第七項</u>の規定による届出をしたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</p> <p><u>10</u> 第九条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「<u>第九条の三第七項</u>」と、「当該許可」とあるのは「<u>当該届出</u>」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」とあるのは「<u>当該届出</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>11</u> 第八条の二第六項の規定は、第三項又は<u>第九項</u>の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。</p>

改正案	現行
<p>(一般廃棄物の再生利用に係る特例) 第九条の八 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該再生利用の用に供する施設</p> <p>3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第十九条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。</p> <p>6 第一項の認定を受けた者は、第二項第二号に掲げる事項の変更(当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設(当該認定に係る再生利用の内容以外の内容の再生利用を行わないものに限る。)の設置を含む。)をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>7 第三項(第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の変更の認定について準用する。</p> <p>8 第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>9 環境大臣は、第一項の認定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第六項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。</p>	<p>(一般廃棄物の再生利用に係る特例) 第九条の八 (略)</p> <p>2 環境大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第十九条の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。</p> <p>5 環境大臣は、第一項の認定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p>

改正案	現行
<p>10 前各項に規定するもののほか、<u>第一項の認定及び第六項の変更の認定</u>に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(一般廃棄物の広域的処理に係る特例) 第九条の九 (略) 2～4 (略) 5 前項に規定する者は、<u>第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五並びに第十九条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)</u>の適用については、<u>一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。</u></p> <p>6 <u>第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理の内容又は第二項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</u></p> <p>7 <u>第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。</u></p> <p>8 <u>第一項の認定を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>10 <u>環境大臣は、第一項の認定に係る処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が第六項若しくは第八項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。</u></p> <p>11 前各項に規定するもののほか、<u>第一項の認定及び第六項の変更の認定</u>に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(一般廃棄物の無害化処理に係る特例) 第九条の十 (略) 2～4 (略) 5 第一項の認定を受けた者は、<u>第七条第十三項、第十五項及び第十六項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)</u>の適用については、<u>一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。</u></p> <p>6 <u>第一項の認定を受けた者は、第二項第一号</u></p>	<p>6 前各項に規定するもののほか、<u>第一項の認定</u>に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(一般廃棄物の広域的処理に係る特例) 第九条の九 (略) 2～4 (略) 5 前項に規定する者は、<u>第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五並びに第十九条の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>環境大臣は、第一項の認定に係る処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</u></p> <p>8 前各項に規定するもののほか、<u>第一項の認定</u>に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(一般廃棄物の無害化処理に係る特例) 第九条の十 (略) 2～4 (略) 5 第一項の認定を受けた者は、<u>第七条第十三項、第十五項及び第十六項の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者とみなす。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>に掲げる事項その他環境省令で定める事項の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</u></p> <p><u>7 環境大臣は、第一項の認定に係る無害化処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>(事業者の処理)</p> <p>第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分</u></p>	<p><u>6 環境大臣は、第一項の認定に係る無害化処理が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>7・8 (略)</u></p> <p>(事業者の処理)</p> <p>第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 事業者（中間処理業者（発生から最終処分</u></p>

改正案	現 行
<p>(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。)又は再生をいう。以下同じ。)が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。)は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第七項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、<u>当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。</u></p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。</p> <p>12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>13 (略)</p> <p>(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理) 第十二条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該特別管理産業廃棄物の保管</p>	<p>(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。)又は再生をいう。以下同じ。)が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。)は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第五項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、<u>当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 都道府県知事は、第七項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。</p> <p>10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理) 第十二条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行った事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5 事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>8～11 (略)</p> <p>12 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。</p> <p>13 環境大臣は、第十項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>14 (略)</p> <p>(産業廃棄物管理票) 第十二条の三 (略)</p> <p>2 前項の規定により管理票を交付した者（以</p>	<p>3 事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 都道府県知事は、第八項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。</p> <p>11 環境大臣は、第八項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>12 (略)</p> <p>(産業廃棄物管理票) 第十二条の三 (略)</p>

改正案	現 行
<p>下「管理票交付者」という。)は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>3 産業廃棄物の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、<u>第一項</u>の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、<u>管理票交付者</u>に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 処分受託者は、前項前段、この項又は第十二条の五第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、<u>第一項</u>の規定により交付された管理票又は<u>第三項後段</u>の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、<u>第三項から第五項まで若しくは第十二条の五第五項</u>の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は<u>第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項</u>の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>9 運搬受託者は、<u>第三項前段</u>の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、<u>第四項後段</u>の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日か</p>	<p>2 産業廃棄物の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、前項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、<u>同項</u>の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 処分受託者は、前項前段、この項又は第十二条の五第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、<u>第一項</u>の規定により交付された管理票又は<u>第二項後段</u>の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、<u>第二項から第四項まで又は第十二条の五第五項</u>の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>8 運搬受託者は、<u>第二項前段</u>の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、<u>第三項後段</u>の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日か</p>

改正案	現 行
<p>ら、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>10 処分受託者は、<u>第四項前段、第五項又は第十二条の五第五項の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>(虚偽の管理票の交付等の禁止)</p> <p>第十二条の四 第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項又は<u>同条第四項若しくは第五項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。</u></p> <p>2 前条第一項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、<u>運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。ただし、次条第一項に規定する電子情報処理組織使用事業者から、電子情報処理組織を使用し、同項に規定する情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求められた同項に規定する運搬受託者及び処分受託者にあつては、この限りでない。</u></p> <p>3 運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、<u>前条第三項若しくは第四項の送付又は次条第二項の報告をしてはならない。</u></p> <p>4 処分受託者は、<u>前条第四項前段若しくは第五項若しくは次条第五項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付又は同条第四項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第五項の送付若しくは次条第三項</u></p>	<p>ら、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>9 処分受託者は、<u>第三項前段、第四項又は第十二条の五第五項の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>(虚偽の管理票の交付等の禁止)</p> <p>第十二条の四 第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、<u>前条第二項に規定する事項又は同条第三項若しくは第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。</u></p> <p>2 運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、<u>前条第二項若しくは第三項の送付又は次条第二項の報告をしてはならない。</u></p> <p>3 処分受託者は、<u>前条第三項前段若しくは第四項若しくは次条第五項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付又は同条第四項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第四項の送付若しくは次条第三項</u></p>

改正案	現 行
<p>の報告又は同条第五項の送付をしてはならない。</p> <p>(電子情報処理組織の使用) 第十二条の五 (略)</p> <p>2 運搬受託者又は処分受託者は、前項の規定により電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、<u>第十二条の三第三項及び第四項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)を報告しなければならない。</u></p> <p>3 処分受託者は、<u>第五項又は第十二条の三第四項若しくは第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、同項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターに当該最終処分が終了した旨を報告しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 処分受託者は、前項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けた場合において、当該処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でないときは、<u>第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に当該最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、<u>第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処</u></p>	<p>の報告又は同条第五項の送付をしてはならない。</p> <p>(電子情報処理組織の使用) 第十二条の五 (略)</p> <p>2 運搬受託者又は処分受託者は、前項の規定により電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、<u>第十二条の三第二項及び第三項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)を報告しなければならない。</u></p> <p>3 処分受託者は、<u>第五項又は第十二条の三第三項若しくは第四項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、同項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターに当該最終処分が終了した旨を報告しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 処分受託者は、前項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けた場合において、当該処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でないときは、<u>第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第二項後段の規定により回付された管理票に当該最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、<u>又は第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じな</u></p>

改正案	現 行
<p>分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第十二条の六 都道府県知事は、第十二条の三第一項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者（以下この条において「事業者等」という。）が第十二条の三第一項から第十項まで、第十二条の四第二項から第四項まで又は前条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第十項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。</p> <p>六 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理業)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>8～12 (略)</p> <p>13 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処</p>	<p>なければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>(勧告及び命令)</p> <p>第十二条の六 都道府県知事は、第十二条の三第一項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者（以下この条において「事業者等」という。）が第十二条の三第一項から第九項まで、第十二条の四第二項及び第三項又は前条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第十項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。</p> <p>六 (略)</p> <p>(産業廃棄物処理業)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>8～12 (略)</p>

改正案	現 行
<p>分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、<u>環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>14 <u>産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 <u>第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはハに該当するに至つたとき。</u></p> <p>二 <u>第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至つたとき。</u></p> <p>三 <u>第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。</u></p> <p>四 <u>第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>五・六 (略)</p>	<p>13～15 (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 <u>第十四条第五項第二号イからハまでのいずれかに該当するに至つたとき。</u></p> <p>二・三 (略)</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物処理業)</p> <p>第十四条の四 (略)</p> <p>2 前項の許可は、五年を下らない<u>期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 前項の許可は、五年を下らない<u>期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</u></p> <p>8～12 (略)</p> <p>13 <u>特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>14 <u>特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>18 第七条第十五項及び第十六項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「特別管理産業廃棄物（第十四条の四第十七項の規定により特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあつては、特別管理一般廃棄物を含む。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者につい</p>	<p>2 (略)</p> <p>(特別管理産業廃棄物処理業)</p> <p>第十四条の四 (略)</p> <p>2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>8～12 (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>16 第七条第十五項及び第十六項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「特別管理産業廃棄物（第十四条の四第十五項の規定により特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあつては、特別管理一般廃棄物を含む。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者につい</p>

改正案	現行
<p>て準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第五号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第六号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。</p> <p>(定期検査)</p> <p><u>第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者（第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けた者に限る。）は、当該産業廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の検査は、当該産業廃棄物処理施設が前条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</u></p> <p>(産業廃棄物処理施設の維持管理等)</p> <p><u>第十五条の二の三 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>産業廃棄物処理施設の設置者（第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けた者に限る。）は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な</u></p>	<p>て準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第二号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第三号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理施設の維持管理)</p> <p><u>第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>方法により公表しなければならない。</u></p>	
<p><u>第十五条の二の四</u> (略)</p>	<p><u>第十五条の二の三</u> (略)</p>
<p><u>第十五条の二の五</u> (略)</p>	<p><u>第十五条の二の四</u> (略)</p>
<p><u>第十五条の二の六</u> (略)</p>	<p><u>第十五条の二の五</u> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第九条第三項から第六項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「<u>第一項ただし書</u>」とあるのは「<u>第十五条の二の六第一項ただし書</u>」と、「<u>同条第二項第一号</u>」とあるのは「<u>第十五条第二項第一号</u>」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「<u>当該産業廃棄物処理施設</u>」と、「一般廃棄物の」とあるのは「<u>産業廃棄物の</u>」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「<u>産業廃棄物処理施設を</u>」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「<u>当該産業廃棄物処理施設</u>」と、「一般廃棄物の」とあるのは「<u>産業廃棄物の</u>」と、同条第六項中「<u>第七条第五項第四号イからハまで又はチからヌまで</u>（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト）」とあるのは「<u>第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ）</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第九条第三項から第六項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「<u>第一項ただし書</u>」とあるのは「<u>第十五条の二の五第一項ただし書</u>」と、「<u>同条第二項第一号</u>」とあるのは「<u>第十五条第二項第一号</u>」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「<u>当該産業廃棄物処理施設</u>」と、「一般廃棄物の」とあるのは「<u>産業廃棄物の</u>」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「<u>産業廃棄物処理施設を</u>」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「<u>当該産業廃棄物処理施設</u>」と、「一般廃棄物の」とあるのは「<u>産業廃棄物の</u>」と、同条第六項中「<u>第七条第五項第四号イからハまで又はチからヌまで</u>（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト）」とあるのは「<u>第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ）</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(改善命令等)</p>	<p>(改善命令等)</p>
<p><u>第十五条の二の七</u> 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</p>	<p><u>第十五条の二の六</u> 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。</p>
<p>一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは<u>第十五条の二の三第一項</u>に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これ</p>	<p>一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の二に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計</p>

改正案	現 行
<p>らの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの) に適合していないと認めるとき。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第一項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(許可の取消しに伴う措置)</p> <p>第十五条の三の二 産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が前条の規定により当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人(次項において「旧設置者等」という。)は、次項の規定による確認を受けるまでの間は、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の三、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の四、第十五条の二の七、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の四、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十一条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお産業廃棄物処理施設の設置者と、第二十一条の二第一項の規定(同項の規定に係る罰則を含む。)の適用についてはなお同項に規定する設置者とみなす。</p> <p>2 旧設置者等は、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する第九条第五項に規定する技術上の基準</p>	<p>画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの) に適合していないと認めるとき。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の五第一項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。</p>

改正案	現 行
<p><u>に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</u></p> <p><u>(熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例)</u></p> <p><u>第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</u></p> <p><u>一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</u></p> <p><u>二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</u></p> <p><u>3 第一項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第十二項及び第十四条の四第十二項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第二号及び第十九条の五第一項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（第十五条の三の三第一項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分）」とする。</u></p> <p><u>4 第十五条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。</u></p> <p><u>5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。</u></p>	

改正案	現 行
<p>(産業廃棄物の再生利用に係る特例) 第十五条の四の二 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他環境省令で定める書類を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該再生利用の用に供する施設</p> <p>3 第九条の八第三項の規定は第一項の認定について、<u>同条第四項から第六項までの規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について、同条第八項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第九項の規定は第一項の認定について、同条第十項の規定は第一項の認定及びこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について準用する。</u>この場合において、<u>同条第四項中「第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、<u>同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十五項及び第十七項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、<u>同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五条の四の二第二項第二号」と、同条第七項中「第一項第三号」とあるのは「第十五条の四の二第一項第三号」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</u></u></u></p>	<p>(産業廃棄物の再生利用に係る特例) 第十五条の四の二 (略)</p> <p>2 第九条の八第二項の規定は前項の認定について、<u>同条第三項及び第四項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第五項及び第六項の規定は前項の認定について準用する。</u>この場合において、<u>同条第三項中「第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、<u>同条第四項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十三項及び第十五項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、<u>同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十五条の四の二第一項」と読み替えるものとする。</u></u></u></p>
<p>(産業廃棄物の広域的処理に係る特例) 第十五条の四の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第九条の九第三項の規定は第一項の認定について、<u>同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該</u></p>	<p>(産業廃棄物の広域的処理に係る特例) 第十五条の四の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第九条の九第三項の規定は第一項の認定について、<u>同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該</u></p>

改正案	現行
<p>認定に係る処理を業として行う者（前項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）について、同条第六項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項の規定はこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について、同条第八項及び第九項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第十項の規定は第一項の認定について、同条第十一項の規定は第一項の認定及びこの項において読み替えて準用する同条第六項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第四項中「第七条第一項又は第六項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五」とあるのは「第十四条第十二項、第十五項及び第十七項並びに第十四条の三の三又は第十四条の四第十二項、第十五項、第十七項及び第十八項並びに第十四条の七」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、同条第六項中「第二項第二号」とあるのは「第十五条の四の三第二項第二号」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（産業廃棄物の無害化処理に係る特例） 第十五条の四の四（略） 2（略） 3 第八条の四の規定は第一項の認定を受けた者について、第九条の十第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項から第六項までの規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項及び第九項並びに第十五条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項の認定について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該認定に係る施設」と、「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該施設」と、第九条の十第四項中</p>	<p>認定に係る処理を業として行う者（前項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）について、同条第六項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の認定について準用する。この場合において、同条第四項中「第七条第一項又は第六項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五」とあるのは「第十四条第十二項、第十三項及び第十五項並びに第十四条の三の三又は第十四条の四第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項並びに第十四条の七」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（産業廃棄物の無害化処理に係る特例） 第十五条の四の四（略） 2（略） 3 第八条の四の規定は第一項の認定を受けた者について、第九条の十第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第六項及び第八項並びに第十五条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項の認定について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該認定に係る施設」と、「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該施設」と、第九条の十第四項中「第七</p>

改正案	現 行
<p>「第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十五項及び第十七項又は第十四条の四第十二項、<u>第十五項及び第十八項</u>」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、同条第六項中「<u>第二項第一号</u>」とあるのは「<u>第十五条の四の四第二項第一号</u>」と、第十五条第三項本文中「前項」とあるのは「第十五条の四の四第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について」とあるのは「環境大臣は、」と、「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（輸入の許可） 第十五条の四の五 （略） 2 （略） 3 環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 （略） 二 <u>申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができること</u>認められること。</p>	<p>条第一項若しくは第六項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、<u>第十三項及び第十五項又は第十四条の四第十二項、第十三項及び第十六項</u>」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、第十五条第三項本文中「前項」とあるのは「第十五条の四の四第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について」とあるのは「環境大臣は、」と、「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（輸入の許可） 第十五条の四の五 （略） 2 （略） 3 環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 （略） 二 <u>申請者が次のいずれかに該当する者であること</u>。 イ <u>産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であつて、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの</u></p>

改正案	現 行
<p>三 <u>申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあっては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(国外廃棄物を輸入した者の特例) 第十五条の四の六 国外廃棄物を輸入した者(事業者であるものを除く。)は、第十一条第一項、第十二条第一項から第七項まで、第十二条の二第一項から第七項まで及び第十九条の六第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、事業者とみなす。</p> <p>(報告の徴収) 第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。)<u>又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者</u>に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、<u>第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項の認定を受けた者(次条第二項において「再生利用認定業者」という。)</u></p>	<p><u>□ 産業廃棄物処理施設であつて、その国外廃棄物を処分することができるものを有する者(イに掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>ハ その他環境省令で定める者</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(国外廃棄物を輸入した者の特例) 第十五条の四の六 国外廃棄物を輸入した者(事業者であるものを除く。)は、第十一条第一項、第十二条第一項から第五項まで及び第十二条の二第一項から第五項までの規定の適用については、事業者とみなす。</p> <p>(報告の徴収) 第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。)<u>若しくは産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター又は第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者若しくは指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者</u>に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、<u>第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定を受けた者(次条第二項及び第十九条の三において「無害化処理</u></p>

改正案	現 行
<p>第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（次条第二項において「広域的処理認定業者」という。）若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（次条第二項及び第十九条の三において「無害化処理認定業者」という。）又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者に対し、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。</p> <p>2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは無害化処理認定業者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所若しくは第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項、第九条の九第一項若し</p>	<p>認定業者」という。）又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者に対し、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。</p> <p>2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、無害化処理認定業者の事務所若しくは事業場若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であること</p>

改正案	現 行
<p>くは第十五条の四の三第一項若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の<u>収集、運搬又は処分</u>が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、<u>当該収集、運搬又は処分</u>を行つた者（第六条の二第一項の規定により<u>当該収集、運搬又は処分</u>を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により<u>当該収集、運搬又は処分</u>が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合（第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物</p>	<p>の疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(措置命令)</p> <p>第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の<u>処分</u>が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、<u>当該処分</u>を行つた者（第六条の二第一項の規定により<u>当該処分</u>を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により<u>当該処分</u>が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合（第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物</p>

改正案	現 行
<p>の当該認定に係る<u>収集、運搬又は処分</u>が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、<u>収集、運搬又は処分</u>の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、<u>当該収集、運搬又は処分</u>が行われることを知り、又は知ることができたときその他<u>第九条の九第九項</u>の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十九条の五 <u>産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準</u>(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、<u>収集、運搬又は処分</u>が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、<u>収集、運搬又は処分</u>を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者(その者の委託により<u>収集、運搬又は処分</u>を行った者を含む。))である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 当該保管、<u>収集、運搬又は処分</u>を行った者(第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該保管、<u>収集、運搬又は処分</u>を行った市町村又は都道府県を除く。)</p> <p>二 <u>第十二条第五項若しくは第六項、第十二</u></p>	<p>の当該認定に係る<u>処分</u>が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、<u>処分</u>の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、<u>当該処分</u>が行われることを知り、又は知ることができたときその他<u>第九条の九第六項</u>の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十九条の五 <u>産業廃棄物処理基準</u>(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない<u>産業廃棄物の処分</u>が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 当該<u>処分</u>を行った者(第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該<u>処分</u>を行った市町村又は都道府県を除く。)</p> <p>二 <u>第十二条第三項若しくは第四項、第十二</u></p>

改正案	現 行
<p>条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者</p> <p>三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者イ（略）</p> <p>□ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者</p> <p>ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者</p> <p>ヘ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者</p> <p>チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p> <p>リ～ル（略）</p> <p>四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者（当該運搬又は処分を他人に委託していた者（第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。）を除く。）</p> <p>五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前三号に掲げる者に対して</p>	<p>条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者</p> <p>三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者イ（略）</p> <p>□ 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ハ 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者</p> <p>ニ 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>ホ 第十二条の三第五項、第八項又は第九項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者</p> <p>ヘ 第十二条の三第七項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>ト 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p> <p>チ～ヌ（略）</p> <p>四 当該処分を行った者若しくは前二号に掲げる者に対して当該処分若しくは前二号に</p>

改正案	現 行
<p>当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者</p>	<p>規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、<u>収集、運搬又は処分の方法</u>その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p>	<p>第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、<u>処分の方法</u>その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該<u>収集、運搬又は処分</u>が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該<u>処分</u>が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第五項、第十二条の二第五項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第六項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第十九条の七 (略)</p>	<p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第十九条の七 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 市町村長は、第一項（第四号に係る部分に</p>	<p>4 市町村長は、第一項（第四号に係る部分に</p>

改正案	現行
<p>限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の四の二第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、<u>収集、運搬又は処分</u>の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>第一項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第八条の五第六項に規定する者（以下この項において「設置者等」という。）及び</u>機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わつて取り戻すことができる。</p> <p>第十九条の八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の六第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、<u>収集、運搬又は処分</u>の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>第一項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、都道府県知事は、当該特定産業廃棄物最終処</u></p>	<p>限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の四の二第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、<u>処分</u>の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第十九条の八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の六第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、<u>処分</u>の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

改正案	現 行
<p><u>分場に係る第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第六項に規定する者（以下この項において「設置者等」という。）及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わつて取り戻すことができる。</u></p> <p>（届出台帳の調製等） 第十九条の十一 第九条第四項（<u>第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る最終処分場の台帳を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（技術管理者） 第二十一条 （略） 2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して<u>第八条の三第一項又は第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（<u>建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外</u>） 第二十一条の三 <u>土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をい</u></p>	<p>（届出台帳の調製等） 第十九条の十一 第九条第四項（<u>第九条の三十項及び第十五条の二の五第三項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る最終処分場の台帳を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（技術管理者） 第二十一条 （略） 2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して<u>第八条の三又は第十五条の二の二に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>う。以下同じ。)を営む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。</p> <p>2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者(以下「下請負人」という。)が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第十二条第二項、第十二条の二第二項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定を適用する。</p> <p>3 建設工事に伴い生ずる廃棄物(環境省令で定めるものに限る。)について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第七条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十九条の三(同条の規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。</p> <p>4 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合(当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。)には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。</p> <p>(環境大臣の指示) 第二十一条の四 (略)</p> <p>(事務の区分) 第二十四条の四 第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の</p>	<p>(環境大臣の指示) 第二十一条の三 (略)</p> <p>(事務の区分) 第二十四条の四 第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一</p>

改正案	現 行
<p>三第七項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の四第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五項、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者</p>	<p>項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の四第一項、第五項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七条の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の五第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五項、第十五条の二の三において読み替えて準用する第八条の五第四項、第十五条の二の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者</p>

改正案	現 行
<p>は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者</p> <p>七～九 (略)</p> <p>十 第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者</p> <p>十一 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の変更の許可を受けた者</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 第十四条第十五項又は第十四条の四第十五項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者</p> <p>十四～十六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 第六条の二第六項、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者</p> <p>七～九 (略)</p> <p>十 第九条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者</p> <p>十一 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の五第一項の変更の許可を受けた者</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者</p> <p>十四～十六 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第六条の二第七項、第七条第十四項、第十二条第六項、第十二条の二第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者</p> <p>二 第九条の二、第十五条の二の七又は第十九条の三の規定による命令に違反した者</p> <p>三～六 (略)</p>	<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第六条の二第七項、第七条第十四項、第十二条第四項、第十二条の二第四項、第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者</p> <p>二 第九条の二、第十五条の二の六又は第十九条の三の規定による命令に違反した者</p> <p>三～六 (略)</p>
<p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、<u>第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p>	<p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）<u>又は第九条第六項（第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p>

改正案	現 行
<p>二 第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第五項（第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>五 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者</p> <p>六 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>七 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者</p> <p>八 （略）</p> <p>九 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者</p> <p>十 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p> <p>十一～十三 （略）</p> <p>十四 第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者</p> <p>十五 第十四条第十四項又は第十四条の四第十四項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかつた者</p> <p>十六・十七 （略）</p>	<p>二 第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第五項（第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>五 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者</p> <p>六 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p>七 第十二条の三第五項、第八項又は第九項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者</p> <p>八 （略）</p> <p>九 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>十三・十四 （略）</p>
<p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条第十五項（第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七条第十六項（第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項にお</p>	<p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第七条第十五項（第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七条第十六項（第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項にお</p>

改正案	現 行
<p>て準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者</p> <p>二 第七条の二第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。)、<u>第九条第三項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)</u>若しくは第四項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)<u>又は</u>第九条の七第二項(第十五条の四において準用する場合を含む。)<u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>三 <u>第八条の二の二第一項又は第十五条の二の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p> <p>四 <u>第八条の四(第九条の十第八項、第十五条の二の四及び第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。)</u>の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者</p> <p>五 <u>第十二条第八項又は第十二条の二第八項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者</u></p> <p>六～八 (略)</p>	<p>て準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者</p> <p>二 第七条の二第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。)、<u>第九条第三項(第十五条の二の五第三項において準用する場合を含む。)</u>若しくは第四項(第十五条の二の五第三項において準用する場合を含む。)<u>又は</u>第九条の七第二項(第十五条の四において準用する場合を含む。)<u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>三 <u>第八条の四(第九条の十第七項、第十五条の二の三及び第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。)</u>の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者</p> <p>四 <u>第十二条第六項又は第十二条の二第六項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者</u></p> <p>五～七 (略)</p>
<p>第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項<u>三億円</u>以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。</u></p>	<p>第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項<u>一億円</u>以下の罰金刑</p> <p>二 (略)</p>
<p>第三十三条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一 <u>第十二条第四項、第十二条の二第四項又は第十五条の十九第二項若しくは第三項の</u></p>	<p>第三十三条 <u>第十五条の十九第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。</u></p>

改正案	現行
<p><u>規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>二 <u>第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者</u></p> <p>三 <u>第十二条第十項又は第十二条の二第十一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p>	



企業の排出事業者責任が問われています。
 リスク管理は万全ですか？



平成22年度 廃棄物管理士講習会 (産業廃棄物排出事業者講習会)

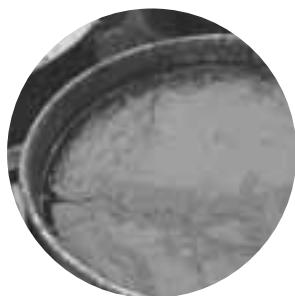
環境行政の経験豊富な大阪府等行政OBを講師に迎え、
 廃棄物処理法の解説をします！

開催期日		受講日数	定員
平成22年	6月10日(木曜日)	1日	150名
平成22年	9月10日(金曜日)	1日	150名
平成22年	12月17日(金曜日)	1日	150名
平成23年	3月4日(金曜日)	1日	150名

開催場所／大阪府私学教育文化会館 5階(講堂)
 大阪市都島区網島町6-20



本講習会修了者には、(社)大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
 また本講習会は、「堺市が施行した循環型社会形成推進条例に基づく産業廃棄物管理責任者」として従事する要件を満たすためのものとしても、ご利用いただけます。



実施機関



社団法人大阪府産業廃棄物協会
 大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル5階
 TEL: 06-6943-4016

受付機関



関西環境保全事業協同組合
 大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル4階
 TEL: 06-6920-9292

行政だより



基安安発 0204 第 1 号
平成 22 年 2 月 4 日

社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

労働者死傷病報告の様式改正について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業者は、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 97 条の規定により労働者死傷病報告の提出が義務付けられていますが、派遣労働者の場合には、派遣元及び派遣先双方の事業者に対し、その提出が義務付けられています。

今般、安衛則様式第 23 号（休業 4 日以上の労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について、派遣元の事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を新たに設ける等の改正が行われ、平成 22 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

つきましては、本改正の趣旨及び内容は、下記のとおりでありますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本改正のリーフレット等につきましては、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei29/index.html>）に掲載しております。

記

1. 改正の趣旨

今般の改正は、派遣先の事業者からの安衛則第 97 条の規定に基づく労働者死傷病報告の提出の徹底を図り、派遣先の事業場における労働災害防止対策の推進に資するため、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、安衛則様式第 23 号（休業 4 日以上の労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告）について

ADMINISTRATION INFORMATION

所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 報告項目の追加

派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告（安衛則様式第 23 号）により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、派遣元の事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄を新たに設けるものとしたこと。

(2) その他

(1) の改正に伴い、備考等について所要の改正を行うものとしたこと。
なお、改正後の労働者死傷病報告の様式は別添を参照すること。

行政だより

様式第23号（第97条関係）（表面）

（別添）

労働者死傷病報告

労働保険番号（健康保険の工事に従事する下請人の労働者が被った場合は、元請人の労働保険番号を記入すること。）		事業の種類	
81001			
事業場の名称（建設業にあつては工事名を併記のこと。）			
カナ			
漢字			
工 事 名			
職員記入欄 派遣先の事業の労働保険番号		派遣先が被災した場合、派遣先の事業場の労働者	
事業場の所在地		被災労働者が被災した場合、派遣先の事業場の区分	
電話		被災労働者が被災した場合、派遣先の事業場の名称	
郵便番号		労働者数	
死亡日時（時刻は24時間表記とすること。）		7. 正午	
被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字交けること。）		生年月日	
カナ		性別	
漢字		職 能	
災害発生時刻又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）		被災地の県庁	
休業 死達		死亡	
災害発生状況及び原因 ①どのような場所であつたか、どのような作業をしていゝたか、どのような原因又は現象に因つたか、不安定な状態又は有害な状態があつたか、どのような原因が災ひしたかを詳細に記入すること。		略図（発生時の状況を图示すること。）	
報告書作成者 職 氏 名		起 因 物	
		店 社 一 字	
		業 種 分 類	
		事故の型	
		高 齢 上 限 病	
		自由設定項目	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印

印

ADMINISTRATION INFORMATION

様式第23号（第97条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明りように記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。
- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

行政だより

平成22年2月12日

建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律施行規則の一部を改正する省令の公布に ついて（お知らせ）

石膏ボードを含む建築物の解体工事時の分別解体に関して、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省・環境省共管）が平成21年2月9日に公布されましたので、お知らせします。

1. 趣旨

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成14年法律第104号。以下「法」という。）においては、特定建設工事を用いた建築物等に係る解体工事等について、特定建設資材が廃棄物となったものをその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、分別解体等を行わなければならないこととされており、当該基準の中では、解体工事等の工程において従わなければならない順序が規定されています。

一方、石膏ボードについては、防火性、耐火性に優れた特性を活かし、建設物の壁材等として広く使用されていますが、石膏ボードと特定建設資材である木材が張り合わされた内装材等について、解体工事時にまとめて取り外した場合、細くなった石膏ボードと木材が混ざり合い、取り外し後の分別は困難なため、特定建設資材である木材の分別の支障となっています。

このため、分別解体等の段階で、可能な限り木材とその他の建設資材の分別を進めるため、解体工事等の順序において、解体の際に木材と同時に取り外してしまうと木材の分別の支障となる石膏ボードその他の建設資材について、あらかじめ取り外してから木材を取り外す旨の規定を追加することとします。

なお、平成20年12月にとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」とりまとめ」（社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会合同会合）においても、「石膏ボードについては、…まずは解体時の現場分別の徹底についての措置を講じる…べきである。」とされています。

ADMINISTRATION INFORMATION

2. 概要

(1) 解体工事の順序の改正

施行規則第2条第3項に規定する解体工事の順序に、以下の事項を追加。

解体工事の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではない。

(2) 分別解体等の計画記載事項の改正

上記（1）の改正に伴い、施行規則第2条第2項第4号に定める解体工事である場合の分別解体等の計画の記載事項について、上記（1）に規定する順序によりがたい場合にあってはその理由を記載する旨を追加。

3. 公布日及び施行日

公布日：平成22年2月9日

施行日：平成22年4月1日

※2.（1）の規定について、施行日に既に着手している建設工事については、
所要の経過措置を設ける。

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

代 表：03-3581-3351

課 長：坂川 勉（6871）

専門官：相田 俊一（6876）

担 当：今井 亮介（6878）

行政だより

土壌汚染対策法施行規則の一部を 改正する省令の概要

1. 土壌汚染状況調査の方法

- ・ 試料採取等を省略して地歴調査のみを行う場合や地歴調査を含むすべての土壌汚染状況調査の過程を省略することを認めるが、この場合には、土壌汚染のおそれがない区域を除く調査対象地の区域を、土壌含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない状態にあるものとみなすこと。（本省令による改正後の省令（以下「省令」という。）第11条等関係）

2. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

- ・ 土地の形質の変更の際に、法第4条第1項により届出を義務付けられることとなる土地の規模は土地の形質の変更の部分が3,000㎡以上とすること（省令第22条関係）
- ・ 届出を受けて法第4条第2項の調査命令の対象となる土地は、特定有害物質を含む固体又は液体が飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地や、特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の敷地であった土地等とすること。（省令第26条関係）

3. 要措置区域について都道府県知事が指示する汚染の除去等の措置

- ・ 基本的に、現行規則に規定されている措置命令についての「原則として講ずべき措置」を新法の「指示措置」とすること。（例えば、土壌溶出量基準に適合しない土地については封じ込め、等（省令第39条、省令別表第5関係）
- ・ 操業中の工場など土壌の掘削を伴う封じ込め措置が困難な場合への対応として、新たに、汚染の除去等の措置として、地下水汚染の拡大の防止を位置づけること。（省令第40条、省令別表第6関係）

ADMINISTRATION INFORMATION

4. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない行為

- ・ 指示措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えないこと、形質の変更を行う部分の面積と深さが一定以下であること。
- ・ 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、汚染の拡散を生じさせないものとして環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものであること。
(省令第43条から第46条まで及び第50条関係)

5. 汚染土壌の搬出時の届出の対象とならない土壌の調査方法

- ・ 汚染土壌の搬出時に任意に行う調査は、土壌の掘削前に行う場合には、10mメッシュボーリングにより行うこと。また、土壌の掘削後に行う場合には、土壌を100㎡以下ごとに区分し、5点混合法により行うこと。(省令第59条関係)
- ・ なお、汚染土壌の搬出時に任意に行う調査の方法は、当分の間、掘削前に行う調査の方法のみとすること。(本省令附則第2条関係)

6. 汚染土壌の運搬に関する基準

- ・ 運搬に伴う汚染の拡散の防止措置を講ずること。(省令第65条第1号等関係)
- ・ 汚染土壌とその他の物の混合及び分離をしないこと。(省令第65条第5号関係)
- ・ 汚染土壌の保管をしないこと(一定の要件に該当する場所で行われる積替えのための一時的な保管を除く。)(省令第65条第7号関係)

7. 管理票

- ・ 管理票は運搬の用に供する自動車等ごとに交付しなければならないこと。(省令第66条第2号関係)
- ・ 管理票の記載事項として、運搬の用に供した自動車等の番号、運転手の氏名等を記載しなければならないこと。(省令第68条関係)

行政だより

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令の概要

10月22日公布の省令により、規定済みの事項

○汚染土壌処理施設の種類

- ・浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設及び分別等処理施設とすること。
(本省令による改正後の省令(以下「省令」という。)第1条関係)

○汚染土壌処理業の許可の基準

- ・汚染土壌処理施設が汚染土壌の処理に伴う汚染の拡散の防止に必要な構造であること。
(省令第4条第1号ホ関係)
- ・許可申請者が汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。(省令第4条第2号イ及びロ関係)

○汚染土壌の処理の基準

- ・汚染土壌の処理に関し、水質汚濁防止法その他生活環境の保全に関する法令及び条例を遵守すること。(省令第5条第5号関係)
- ・処理に伴って発生する汚水を地下に浸透させないこと。(省令第5条第12号関係)
- ・汚染土壌処理施設から排出する排水や排気を適切に処理すること。(省令第5条第13号イ、第14号イ及び第16号イ関係)
- ・排水及び地下水の水質並びに排気に含まれる有害物質の濃度を測定すること。(省令第5条第13号ロ、第14号ロ、第15号及び第16号ロ関係)
- ・健全土となった場合及びあらかじめ搬出先として届け出た汚染土壌処理施設(再処理汚染土壌処理施設)に搬出する場合を除き、汚染土壌処理施設に搬入された土壌を当該処理施設外へ搬出しないこと。(省令第5条第17号関係)
- ・再処理汚染土壌処理施設に搬出する場合は、法第20条の規定の例により管理票の交付等を行うこと。(省令第5条第18号関係)

1. 省令の題名

- ・省令の題名を「汚染土壌処理業に関する省令」に改めること。

2. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧

- ・受け入れた汚染土壌の量、排水、排気及び地下水の測定結果等を記録し、5年間備え置き、閲覧に供すること。(省令第6条及び第7条関係)

3. 許可の取消し等の場合の措置義務

- ・汚染土壌の処理の事業の許可を取り消され、又は当該事業を廃止した際に汚染土壌が残存している場合は、他の汚染土壌処理業者に当該汚染土壌の処理を委託しなければならないこと。
(省令第13条第1項第1号関係)
- ・汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地について、土壌汚染の調査を、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により行うこと。(省令第13条第1項第2号関係)

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び 指定支援法人に関する省令の一部を改正する 省令の概要

1. 指定調査機関の指定の基準

- ・指定調査機関の指定の基準のうち技術的能力に係るものとして、技術管理者が適切に配置されていることとすること。(本省令による改正後の省令(以下「省令」という。)第2条第2項関係)

2. 技術管理者

- ・環境大臣が実施する技術管理者試験に合格し、実務経験を有する者に技術管理者証を交付すること。(省令第5条第1項関係)
- ・この省令の施行の際、同令による改正前の規則第2条第2項の規定による土壌汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者として指定調査機関に置かれているものは、平成25年3月31日までの間、技術管理者証の交付を受けている者とみなすこと。(本省令附則第2条第2項関係)

3. 業務規程、帳簿

- ・法第37条に定める業務規程の記載事項、法第38条に定める帳簿の保存期間及び記載事項を定める。(省令第19条及び第20条関係)

4. 手数料

- ・指定調査機関の指定、技術管理者試験等に要する手数料の額を定める。(省令第22条関係)

O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成22年3月～平成22年4月）の概要を紹介します。

■産業廃棄物収集運搬業に係る社内管理体制構築研修会

日 時：平成22年3月1日(月曜日) 13時30分
場 所：大阪府私学教育文化会館5階(講堂)
共 催：社団法人京都府産業廃棄物協会
社団法人兵庫県産業廃棄物協会
社団法人和歌山県産業廃棄物協会



内 容：開 会（背景及び全体の概要）
井出 保（理事）
研修1（経営管理）
岩田 隆（京都・専務理事）
研修2（労務管理）
小堀 豊（兵庫・常務理事）

研修3（業務管理）
武田全弘（和歌山・会長）
研修4（作業管理）
田尾利光（事務局長）
閉 会（総 括）
龍野浩一（事務局次長）

■新公益法人制度に関する説明会

日 時：平成22年3月9日(火曜日) 14時00分
場 所：大阪府庁新別館北館4階(多目的ホール)
内 容：新公益法人制度の概要（制度概要、移行方針検討の留意事項等）
公益法人への移行認定について（認定基準、申請書の記載例等）
一般法人への移行認可について（認可基準等）
その他
参画者：龍野浩一（事務局次長）

■社団法人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成22年4月9日(金曜日) 14時00分
場 所：旅亭紅葉（比叡の間）
参画者：國中賢吉(会長)、田中正敏(副会長)、白坂悦夫(副会長)

■新公益法人移行のための個別相談会

日 時：平成22年4月28日(水曜日) 13時30分
場 所：大阪府庁本館1階(総務部法務課)
参画者：大仲 清(監事)、田尾利光(事務局長)、龍野浩一(事務局次長)

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、社団法人全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

産業廃棄物の不法投棄等の 状況(平成20年度)について

環境省では、毎年度、全国の都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）の協力を得て、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案について、新たに判明した不法投棄事案の状況（フロー）、並びに年度末時点の不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」という。）事案の残存量（ストック）等を調査し、公表しています。

今般、平成20年度に係る調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、今回の調査では、上記の2つの調査と併せて、全ての残存事案に係る生活環境保全上の支障又はそのおそれ（以下「支障等」という。）について、都道府県等に改めて詳細に確認いただき、個々の残存事案毎の現在の支障等の状況や今後の対応方針等についても報告いただいております。また、今回の調査より、新たに判明した不適正処理事案の状況（フロー）についても取りまとめています。

結果の概要は次のとおりです。

- (1) 平成20年度に新たに判明したと報告のあった不法投棄事案の件数は308件（前年382件、▲74件）、不法投棄量は20.3万トン（同10.2万トン、+10.1万トン）でした。
- (2) 平成20年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理事案の件数は308件、不適正処理量は122.8万トンでした。
- (3) 平成20年度末における不法投棄等の残存件数として報告のあったものは2,675件（前年2,753件、▲78件）、残存量の合計は1,726.0万トン（同1,633.7万トン、+92.3万トン）でした。

詳しくは以下の環境省のサイトをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12126>

Member

会員紹介

Information

会社名	株式会社 南海興業		
住所	大阪市浪速区木津川2-4-48		
代表者名	田中 公治	代表者役職	代表取締役
従業員数	46名	会社設立日	平成2年5月24日
URL	http://www.namkwai.co.jp/index.html		

I N T E R V I E W



代表取締役

田中 公治

インタビュー

Q

本日は、お忙しい中有難うございます。
まずは事業内容についてお聞かせ下さい

当社は産業廃棄物の収集運搬と中間処理、建設業を営んでいます。建設業では内装資材の揚重と建物内部の解体工事を得意としており、産廃処理（破碎・選別）では建設系の廃棄物を中心に様々な産廃を扱っています。本社は浪速区にありますが、福島区、西淀川区にも事業所を持っています。関東方面でも事業を行っており、埼玉県と東京都にも事業所を構えています。

オフィスの内装の解体等は特に得意としております。内装のお仕事などを頂いた時は機密情報が多く、個人情報の保護が厳しいという現在、プライバシーマーク認証取得も行いました。また、労働安全衛生のためOHSASも取得するなど、排出事業者にとって“より安心して仕事を任せられる南海興業”になれるようにしています。

また、昨今の大阪市の「みなし産廃」の受入停止が影響しているのでしょうか、小口の廃棄物の問い合わせが増えています。量の大小にかかわらず、誠実に対応するように心がけるとともに“小回りがきく南海興業”として営業させていただいております。



本社社屋



廃棄物のことなら私達にお任せ下さい！



なぜか仏像が廃棄物に混じって出てきました。これだけは処分できず、今は中島工場の守り神として活躍してもらっています。

Q2

ここの本社以外にも事業所をお持ちなのですね。本社と事業所の住み分けというか、それぞれの事業所ではどんなことをしているのですか？

浪速区の本社は主に内装資材の揚重（建物への荷揚げ）と解体工事、福島区では人員の確保の為の教育訓練や人材派遣を行っています。産業廃棄物の中間処理は西淀川で行っています。関東地区では内装資材の揚重と資材の運送と収集運搬を営んでおります。



南海興業の愉快的な従業員達！

Q3

社長は、二代目さんですね。会社を引き継がれた時と今とでは、業界を取り巻く環境も随分と変わったかと思いますが、経営者として何か思うことをお聞かせいただけますか？

そうですね。私が代表を継いだのは今から21年前の24歳のときでした。当時はもっぱら物と廃棄物が世間では混同されていたような記憶がありましたね。当時、仕事はたくさんありましたが、人材を確保することが大変でした。だから解体業で人員を確保して産廃業に人員を配置した思い出がありすね。人員確保できたら次は人材の育成です。また、それも大変でしたが今はそれが一番大切なことと思っています。

I
N
T
E
R
V
I
E
W

INTERVIEW

Q4

経営方針としては「人材育成」を第一と考えておられるということですが、もう少し具体的に教えていただけますか？

現在は少子化なのでしょうか？お客さんから、成人男子を20人派遣してほしいと頼まれても、集めることが大変困難な時代になりました。また、労働安全に対する社会の目も非常に厳しくなっております。特に、労働災害が多いといわれる処理業界に携わるものとして、一瞬の油断も許されない世の中です。このように人手不足と労務管理に的確に対応していくためにも、少ない人材で効率の良い作業を実現できる人材育成していくことを常に考えています。

具体的には、社員を大阪府産業廃棄物協会が開催している“リスクアセスメント推進研修会”や“なにわサンパイ塾”等に参加させて、レベルアップを図っています。また、定期的な社内研修会もしています。内容は労働災害を減らすものや法律的な事等様々ですが、資料も手作りすることで、より充実した勉強会となるようにしています。

このような社員研修によって、労働環境から危険な空間や行動をなくして社員が快適に仕事をし、結果として、企業の利潤を確保できて社会に貢献できればと考えています。



本社横は白木神社です。歴史のある、いい雰囲気的神社です。



Q5

現在、産業廃棄物協会の組織広報委員会の委員をされており、かつては協会青年部の会長もされるなど、協会活動に積極的ですね。

協会青年部に入会させて頂いて諸先輩方や青年部メンバー、事務局の人たちに大変お世話になりました。このすばらしい大阪産廃協会の発展のため、精一杯ご協力をさせてもらえたらと考え、協会活動に参加させて頂いております。また、大阪産廃協会に入会して会員様が「入会してよかった！」と思ってもらえるよう、なにわサンパイ塾、年末研修会など、有意義な勉強会を企画しています。お忙しいとは思いますが、是非、ご参加していただけたらと考えております。

Q6

お忙しいこととは思いますが、
休日はどのようにお過ごしですか？

休日は月に2回程しかとれません、妻が大変怖いので家族の時間を大切に考え子供2人と自転車で公園に行き4人サッカーをやっています。



取材を受ける田中社長



INTERVIEW

Q7

最後に、処理業界に望むことや、社長の夢など
お聞かせいただけますでしょうか？

環境の時代と呼ばれる現在、我々、処理業界が環境保護の最先端を走るリサイクル業界として、益々必要不可欠な業界となってほしいですね。そして、社会全体が今以上に地球に優しくなり、子ども達に、きれいな環境を残していきたいです。

私の会社に対する夢は、今は在り来りの破碎・選別施設ですが、廃棄物からリサイクル製品をつくる製造工場になり、社会見学に来てもらえるような会社になりたいです。

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏名	西 俣 真由美
役職	経理部経理課
自己紹介 ※主な業務内容を中心に	<p>こんにちは！(株)南海興業 西俣です。</p> <p>工場設立と共に社長面接採用で早7年半が過ぎました。当初、業界の事は何もわからず、失敗を繰り返す中で仕事の難しさを知りました。持込みのお客様にも接することが出来、大変ながらも毎日が新鮮で楽しかった頃を思うと懐かしい気持ちでいっぱいです。</p> <p>近年は不況ということもあり、社員一同協力のうえ、経費の削減、勤務時間の短縮を考え、無駄を省くという事は避けられない時代となりました。</p> <p>この時期を機会に、私は鬼の経理となれる日を目標に微力ながら毎日奮闘中です(笑)</p>





編集後記

新年度を迎えて、早いもので、もう1ヶ月が過ぎてしまいました。新入社員の方も少しずつ仕事に慣れてきた時期なのではないかと思います。当協会の事務局はここ数年、同じメンバーで新年度を迎えています。なかなか新年度の新たな気持ちを感じることがないのですが、駅やオフィス街で初々しいスーツ姿を見ると自分も昔を思い出して気持ちがリフレッシュします。

私は入社して数年がたちますが、毎年新たな仕事にチャレンジする機会がありました。この編集後記を書くこともそうです。学生の頃から、文章を書くのがとても苦手で、まさか編集後記を書くことになるとは思っていませんでした。戸惑いながらのチャレンジとなります。仕事でもプライベートでもそうですが、初めてのことにチャレンジするということは勇気のいるものです。そして、想像以上の時間がかかるものです。

様々な場面を見てきて感じたことは、新たなチャレンジをするとき、人は最初は想像以上の時間を必要としているのですが、試行錯誤を繰り返したり、周りの人からのアドバイスを聞いて、スタイルを確立して行けば、気がつかないうちに、スムーズにこなすことができるようになるのが、いつも不思議ですし、人間の能力の可能性の大きさを感じます。

話は変わりますが、先日、日本を代表する長寿番組である「笑点」の大喜利を見ていたところ、出題に対して、三遊亭円楽さんが返した答えが、産業廃棄物の処理施設についてでした。産業廃棄物は注目されている分野なのだ改めて感じました。それと同時に、毎回新たな出題に対して、瞬時に洒落のきいた答えを求められる落語家さんも、チャレンジの日々を送っているのだなとも思いました。

初めての物事にチャレンジするとき、期待と不安を楽しみながら前向きに進んでいくことができれば最高です！

プロの噺家でもなく、トップアスリートでもない、私にとってはなかなかむずかしいことですが…。

事務局 U



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.41

クリーンライフ

第41号



平成22年5月28日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

